



二人の子供を巡って 親権の取り合いをする夫婦の離婚

これは、夫から妻に対して、携帯メールで離婚の申し入れがあったことに対する返事を、妻から夫へ内容証明郵便で送った文面である。

これまで、離婚の申し出をしていたのは妻であったが、夫の同意を得られずなかなか話し合いがまとまらなかったが、ここにきて修復は不可能とみたのか？
夫からの協議離婚の申し出があったものである。難題は子供の親権となろう。

妻から夫への内容証明

お久しぶりです。

先日の貴方からの離婚の申し入れにつきましてお答えさせていただきます。

離婚につきましては、何ら依存はなく、いつでもお受けしたいと思えます。離婚届けを送っていただきますならば、すぐにでも捺印の上返送させていただきます。

ただ貴方は、離婚申し入れと同時に、周太郎と華子との親権を主張されておられますが、その件につきましては絶対に承服しかねますので、正式にお断りさせていただきます。

現在の別居の状態になっているのは一体何が原因なのか、そのことにつき貴方はお考えになったことはないのでしょうか？

仕事だと言えはなんでも許されると思って、貴方は家庭のことを顧みることなく、さらには子供たちには何ら父親らしいこともせずに私にまかせっきりだったことはお忘れではないと思えます。

一体いまさら、何を根拠に親権が欲しいなどと要求されているのか理解に苦しみます。

貴方は本当に親権が欲しいのですか？ いたずらに、私と貴方の離婚協議を混乱させるために親権を請求されているのではないかと考えて仕方がありません。

周太郎も華子もまだ小学生でもあり、食事や学校関係それに日常生活の世話も大変です。そのようなことを貴方は理解されているでしょうか？

ともかく、過去の貴方の生活を振り返ってみますと、親権を要求するような立場にないことは明白だと思われます。

従いまして、改めて親権の要求には拒絶させていただきますと同時に、離婚後は周太郎と華子の養育費をお支払いいただきたくと要求申し上げます。

その金額と期間は、来月からそれぞれが成人に達する月まで、月額5万円づつをお願い申し上げます。尚、振込口座は周太郎の口座をお願いいたします。

平成〇〇年〇〇月〇日

神奈川県〇〇市〇〇町 66-2

神無月 姫子

神奈川県〇〇市〇〇町 505-3

神無月 家康 様